

# Deloitte.

デロイト トーマツ



## 各国・地域の税制概要とホットトピックス メキシコ

令和3年度 経済産業省 委託事業

中堅・中小企業向け「進出先国税制および税務ガバナンスに係る情報提供オンラインセミナー」

デロイト トーマツ 税理士法人

2022年1月



# 目次

<b>メキシコの税制概要</b>		<b>ホットトピックス</b>	16
法人税コンプライアンス	3	新型コロナウイルス感染症（COVID-19）関連措置	19
課税所得計算	4		
居住者による利子・配当・使用料の支払いに係る源泉所得税	7	<b>メキシコの移転価格税制の概要、各国特有の事項、ホットトピックス</b>	
進出・撤退時の留意すべき課税関係	8	移転価格税制の概要	21
進出形態の違いによる課税範囲・コンプライアンス手続き等の比較	10	LF/MFの概要	22
雇用にかかるコスト・付加価値税・その他の間接税	11	国別報告書の概要	24
法人課税にかかる各種優遇税制措置	13	その他の移転価格税制に関する資料提出義務	25
PE課税-PE類型	14	最近の移転価格調査におけるトピックス	27
税務調査及び異議申立て・税務訴訟	15	移転価格税制の動向 （新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響）	28

# メキシコの税制概要

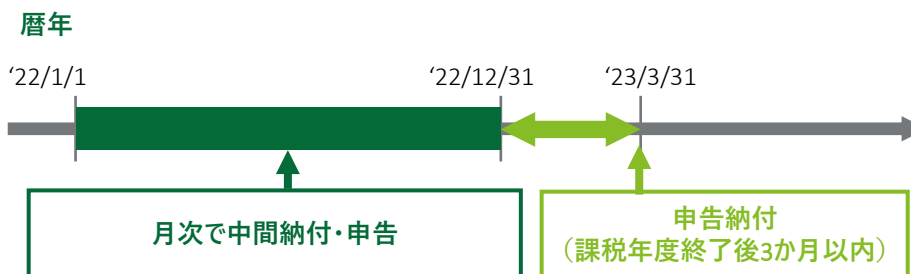
# 法人税コンプライアンス

居住者は全世界所得が課税対象となり、30%の税率で課税される。中間納付・申告は月次で行う必要があり、確定申告は課税年度終了後3か月以内に提出する必要がある。

## 法人所得税

居住者	居住地の判定は、 <b>管理支配地主義</b> （事業の遂行に係る経営上の重要な意思決定がメキシコ国内で行われているか）が採用されている。
居住者の課税範囲	全世界所得課税
税率	30%
課税年度	暦年
申告納付期限	課税年度終了後3か月以内(延長制度なし)
中間納付	<ul style="list-style-type: none"><li>■ 法人は前月までに生じた課税所得に係る法人所得税の<b>中間納付</b>を毎月17日までに行わなければならない（前年の利益率に基づいて計算する）。</li><li>■ 前年度の確定申告が提出され次第、直近の利益率を用いて計算することとなる。</li></ul>
時効	<ul style="list-style-type: none"><li>■ 税務調査、更正に関する税務当局の権利は<b>申告書の提出から5年</b></li><li>■ 納税者が税務当局に登録されていない場合、会計記録の保存を行っていない場合及び確定申告書を提出しなかった場合は10年（当該申告書が提出されるべきであった日の翌日より起算）</li></ul>

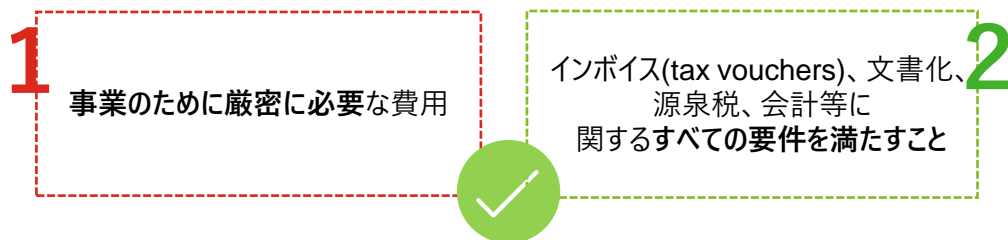
連結納税制度	■ 2014年以降、連結納税制度は廃止され、 <b>任意選択可能なグループ税制</b> に移行した。
税制改正	■ メキシコの税制改正は頻繁に行われている。
その他	<ul style="list-style-type: none"><li>■ 全ての納税者は<b>電子署名証書</b>を取得し、<b>電子会計記録</b>を保存し、<b>月次で総勘定元帳</b>を税務当局へ提出しなければならない。</li><li>■ 全ての納税者は、その取引に係る<b>電子インボイス</b>を発行する必要がある。</li></ul>



# 課税所得計算 (1/3)

## 損金性が認められる費用について

- 以下の要件を満たす費用は損金の額に算入することができる。



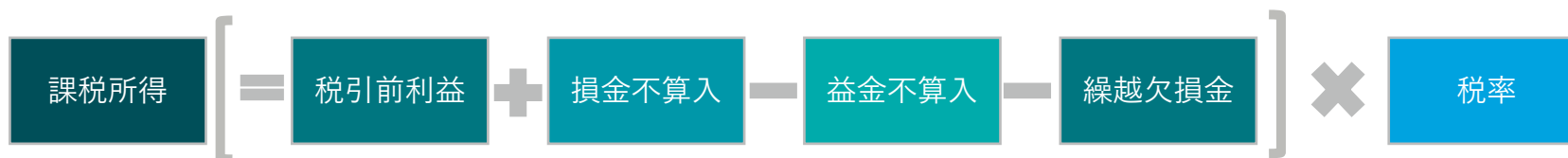
$$\text{課税所得} = \left[ \text{税引前利益} + \text{損金不算入} - \text{益金不算入} - \text{繰越欠損金} \right] \times \text{税率}$$

## 損金算入項目

- **損金不算入** として、留意すべき項目の代表例

減価償却費等	固定資産をその耐用年数にわたり定額法で償却することが認められている。	寄附金	前年度の課税所得の7%を超える認定寄附金は損金の額に算入されない。 前年度の課税所得の4%を超える国、自治体への寄附金は損金の額に算入されない。
給与等	従業員側で非課税所得となる支払い（フリンジ・ベネフィット等）の損金算入限度額は47%又は53%である。 53%が適用されるのは、従業員に付与された便益が前年度から減少していない場合である。	引当金	原則、損金不算入となるが、年金基金や退職年金基金の創設や増額のために拠出された金額や、社会保障法に定められた拠出金を補完するための年功加算金は、法律で定められた要件に基づいて構成されている場合には損金に算入される。 確定給付型の退職給付引当金は実際の退職時に損金算入される。
支払利子	2020年度より、調整課税所得の30%を超える純支払利子は損金不算入となる。 損金不算入となった純支払利子は10年間繰り越すことが可能である。		

## 課税所得計算 (2/3)

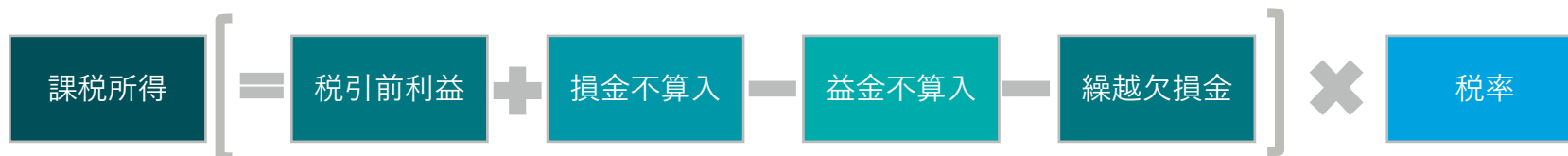


### 損金算入項目 (続き)

- **損金不算入** として、留意すべき項目の代表例 (続き)

旅費	メキシコ(50km圏内)及び海外における旅費は、宿泊、食事、輸送及び車両の一時的使用に係るもので、 <b>一定の限度額内であれば損金の額に算入される。</b>		
	(例)	国内	海外
	食事	37USD	74USD
	自動車リース	42USD	
	宿泊費	N/A	191USD
交際費	飲食費のうち支払額の8.5%を超える部分は <b>損金の額に算入されない。</b>		
インフレ調整	年間平均債権残高が年間平均債務残高を超える場合には、その <b>差額に年間インフレ調整係数を乗じた金額がインフレ損失として損金の額に算入される。</b> 逆に年間平均債務残高が年間平均債権残高を超える場合には、その <b>差額に年間インフレ調整係数を乗じた金額がインフレ利益として益金の額に算入される。</b> なお、インフレ調整は貨幣性債権債務にのみ適用される。		

## 課税所得計算 (3/3)



### 益金算入項目

- **益金不算入** として、留意すべき項目の代表例

<b>受取配当</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>■ メキシコ法人が内国法人から収受する配当は非課税となる。</li><li>■ メキシコ法人が外国法人から収受する配当は、課税所得に含まれる。当該国外源泉所得に対する外国税額は外国税額控除の対象となる。</li></ul>
-------------	---

- **繰越欠損金** について

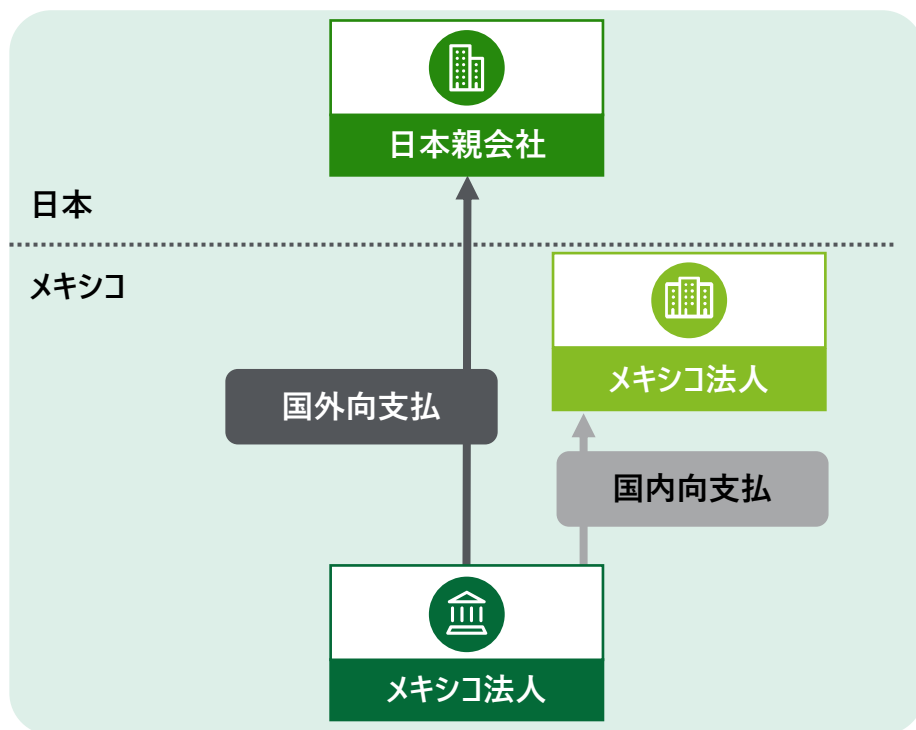
<b>欠損金等</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>■ 欠損金は10年間繰り越すことができる。欠損金にもインフレ調整を行う必要がある。</li><li>■ 欠損金の繰り戻し還付は認められていない。</li></ul>
<b>キャピタルゲイン・ロス</b>	固定資産、不動産及び有価証券の売却から生じるキャピタルゲインは総所得に含まれ、課税の対象となる。キャピタルロスも、原則として損失の額に含まれる。ただし、株式その他有価証券の処分による損失は同種のキャピタルゲインとのみ相殺することができる。相殺しきれなかった損失額は10年間繰越し、株式その他有価証券のキャピタルゲインと相殺することができる。

- **税率** について

<b>税率</b>	30%
-----------	-----

<b>中小企業優遇措置</b>	■ 前年の所得が500万MXNを超えなかった法人は、法人所得税の30%減額(実効税率21%)及び簡素化税制を選択することができる。
-----------------	---

# 居住者による利子・配当・使用料の支払いに係る源泉所得税



受領者 所得	税率		
	居住者	非居住者	
	国内法		租税条約
利子	30%	4.9%~21%/ 35% (*1)	10%/15%(*2)
配当	0%/10%(*3)	10%	0%/5%/15%(*4)
使用料	30%	25%/35%(*5)	10%

(\*1)主に金融業を営む外国法人には一定の区分ごとに4.9%~21%の源泉税が課され、**その他の法人**には35%の源泉税が課される。

(\*2)受益者が銀行である場合など一定の利子に対しては10%の制限税率が適用され、**その他の場合**には15%の制限税率が適用される。

(\*3)受領者が**法人の場合**は原則0%、個人の場合は原則10%の源泉税が課される。

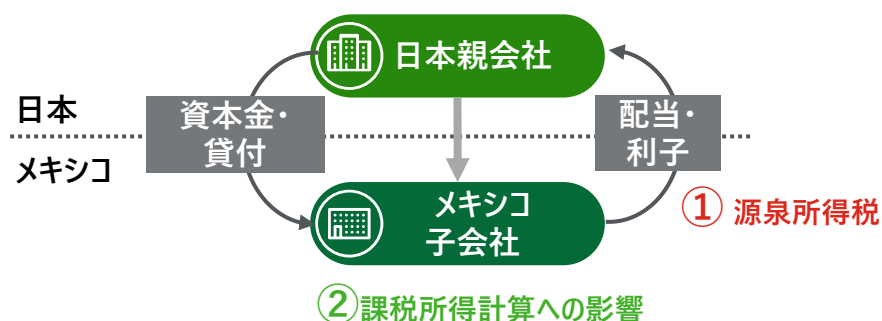
(\*4)配当の支払いに係る**事業年度終了の日から遡って6か月**継続して議決権のある株式の**少なくとも25%を保有し、かつ、配当受領者が上場企業であり、その株式の50%超を適格者により保有されている場合**は0%が適用される。配当の支払いに係る**事業年度終了の日から遡って6か月**継続して議決権のある株式の**少なくとも25%を保有している場合**、5%の制限税率が適用され、**それ以外の場合**は15%が適用される。

(\*5)特許権・商標権には35%の税率が適用され、その他のロイヤリティ及び技術支援には25%の税率が適用される。



# 進出・撤退時の留意すべき課税関係（1/2）

## 進出時の資金注入方法の比較に係る留意点



### ① 源泉所得税 日本親会社

メキシコ国内法上、メキシコ法人から非居住者に対して支払われる配当は、**10%の源泉税**が課され、支払利息については、受領者が金融業を営む場合など一定の場合を除き、国内法に基づき**35%の源泉税**が課される。ただし、**日墨租税条約の適用が認められる**場合、配当については5%（受領者が上場企業で要件を満たす場合は0%）、利子については**15%に軽減**されることとなる。

対価を受領する者	適用税率	
	配当	利子
非居住者	0%/5%	15%(*)

(\*)主に適用されると思われる租税条約の制限税率を記載。

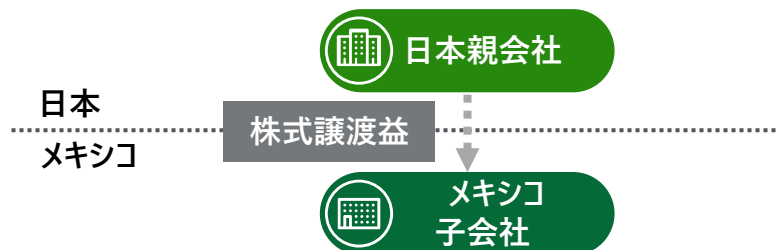
### ② 課税所得計算への影響 メキシコ子会社

**過少資本税制の適用**により、国外関連者からの借り入れに係る**利子の損金算入が制限**される可能性がある。この規定は国外関連者からの借り入れと株主資本の割合が**3:1**を超える部分に適用される。

2020年度以降、**調整課税所得の30%を超える純支払利子は損金不算入**となる（いわゆる**過大支払利子税制**）。損金不算入となった純支払利子は10年間繰り越すことが可能である。過少資本税制による損金不算入額と本規定による損金不算入額がある場合には、本規定による損金不算入額が過少資本税制による損金不算入額上回る場合にのみ本規定が適用される。本規定は同一グループの他の事業体の利子を合算し、**年間の利子の合計額が2,000万MXNを超える**場合に適用される。

# 進出・撤退時の留意すべき課税関係 (2/2)

## 撤退時のキャピタルゲイン（譲渡益）課税



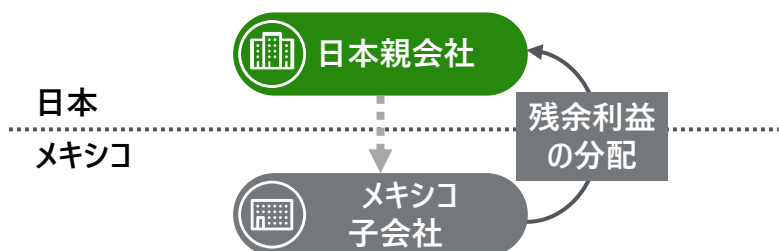
### ■ メキシコにおけるキャピタルゲイン課税

🏢 日本親会社

日本親法人を含むメキシコ非居住者によるメキシコ法人株式の譲渡により生じたキャピタルゲインは、一般的にその購入価格に**25%の源泉税**が課される。又は上記の代わりに譲渡益に**35%の税率**を課されることを選択することができる。この場合、35%を適用することについての税務意見書を提出する必要がある。

なお、日墨租税条約の適用により、譲渡事業年度のいずれかの時点においてメキシコ法人の株式の**25%以上を保有する者がその5%以上を譲渡した場合**にメキシコに課税権が認められる。

## 清算時の残余利益に対する課税



### ■ メキシコにおける配当課税の有無



🏢 日本親会社

清算による残余財産の分配(\*)は、以下のいずれかの方法で行われる。

1. 配当 + 資本の払戻し  
配当部分：清算法人の株主に対して、10%の源泉税(租税条約適用の場合、0%又は5%)が課される。  
資本の払戻し部分：清算法人において分配利益とみなされ、約43%(法人税30%\*係数1.4286)の税率で課税される。ただし、課税対象となるのは、課税済利益(CUFIN)と税務上の資本金(CUCA)を除き、インフレ調整を加えた金額となる。一定の計算式に基づいて、資本の払戻しの中に留保利益の分配が含まれる場合には、清算法人の株主に対しては留保利益の分配に係る部分について、10%の源泉税(租税条約適用の場合、0%又は5%)が課される。
2. 利益剰余金を含む資本の払戻し  
上記資本の払戻し部分と同様の課税関係となる。

(\*)2014年以降に稼得した利益を原資として配当及び利益の分配を行うものとしている。

# 進出形態の違いによる課税範囲・コンプライアンス手続き等の比較

	 <b>子会社 (現地法人)</b>	 <b>支店</b>
課税所得の範囲	全世界所得課税	日墨租税条約が適用される限りにおいて、PE帰属所得
法人所得税適用税率	30%	30%
申告手続き	課税年度終了後3か月以内(延長制度なし)	課税年度終了後3か月以内(延長制度なし)
利益の還流	配当に10%の源泉税(租税条約適用の場合、0%又は5%)	利益送金に10%源泉税 (租税条約適用による減免の可能性あり)

## 雇用にかかるコスト・付加価値税・その他の間接税 (1/2)

VATについては、標準税率は16%であり原則として毎月の申告・納付が必要である。雇用主には社会保険の従業員負担分について源泉徴収義務がある。

付加価値税 (VAT)	税率	標準税率は16% (輸出や一定の物品(食料・医薬品など)については0%) 国境付近の事業者で特定の要件を満たすものには8%が適用される。	国境をまたぐデジタルサービスへの課税	<ul style="list-style-type: none"> <li>2020年6月1日より、非居住者がデジタルプラットフォームを通じてメキシコでサービスを提供する場合は、16%のVATの対象となる。</li> <li>VATの対象となるデジタルサービスには、デジタルコンテンツのダウンロードまたはアクセス、仲介サービスの提供、データの格納、オンライン学習・テストなどが含まれる。</li> </ul>
	課税対象取引	メキシコ領内で行われる物品・サービスの供給、資産の貸付け、メキシコへの課税対象物品・サービスの輸入		印紙税
	登録義務	全ての者はVATの控除を受けるためにVATに係る登録を行う必要がある。 メキシコで物品やサービスを供給している非居住者も登録を行わなければならない。	不動産移転税	不動産移転税は不動産の評価額に対して課される。税率は0%~6.5%(地域により異なる)
	申告期限及び納付期限	納税者は毎月申告納付を行わなければならない、その期限は翌月17日までとなっている。 売上VATよりも仕入れVATが多い場合には、翌月に繰り越して控除するか、還付を請求することができる。	固定資産取得税	<ul style="list-style-type: none"> <li>土地、建物等の不動産及びこれらに関する権利を取得する法人は、不動産の評価額に2%~3%(地域により異なる)の税率で課税される。</li> <li>固定資産取得税は、法人税の計算上、損金の額に算入される。</li> </ul>
	インボイス制度	納税者は電子インボイスを発行しなければならない(所得税法においても利用される)。 原則として、電子インボイスには、VAT金額(請求額または源泉徴収額)を明記する必要がある。		

## 雇用にかかるコスト・付加価値税・その他の間接税 (2/2)

### 従業員の雇用に係るコスト等

#### 給与税

- メキシコシティでは、従業員の労務に対して支払われる報酬に対して、**支払総額の3%の給与税**が課されている。他の地域では、**1%から3%の税率**で同様の税金が課されている場合がある。

#### 社会保険

- 以下の表の割合で課される。従業員負担分については、**雇用主に源泉徴収義務**がある。

項目	雇用主	従業員	合計
疾病・出産保険(固定分)	20.4%	0%	20.4%
疾病・出産保険(追加分)	1.1%	0.4%	1.5%
疾病・出産保険(医療費)	1.05%	0.375%	1.425%
疾病・出産保険(金銭給付)	0.7%	0.25%	0.95%
障害・生命保険	1.75%	0.625%	2.375%
退職保険	2.0%	0%	2.0%
失業保険	3.15%	1.125%	4.275%
保育・社会保障	1.0%	0%	1.0%
住宅基金	5.0%	0%	5.0%
労働災害保険	0.5%~15%(*)		

(\*)業務内容による

# 法人課税にかかる各種優遇税制措置

項目	対象企業	優遇措置内容
IMMEXプログラム (Decree for the Development of the Maquiladora Export Industry and Export Services)	産業工程での使用又は物品の生産、加工又は修理に係るサービスのために必要な物品を一時輸入する会社であって、その物品又はサービスをその後輸出する会社	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 原材料については18か月まで一時輸入が認められ、固定資産については無期限の一時輸入が認められる</li> <li>■ 企業は以下の優遇措置を享受することができる               <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 関税の繰延又は免除</li> <li>➢ 通関手数料が標準の従価料率ではなく固定料率となる</li> <li>➢ 下記VAT認定と組み合わせることでVATの100%免除</li> </ul> </li> </ul>
VAT認定 (VAT Certification)	IMMEXプログラムを取得している企業で、一時的な輸入に対してVATを支払わないことを望む企業	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 一時的な輸入に係るVATの100%免除</li> </ul>
セクター別プログラム (PROSEC)	電気、電子、自動車及び自動車部品などの業界に属する企業	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 特定の製品を製造するための原材料等、機械装置の輸入に0%~5%等の優遇関税が適用される</li> </ul>
R&D (Article 202 of the Income Tax Law)	特定の研究開発を行う企業	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 過去3年間の平均研究開発投資額を超える投資を行った場合、5,000万MXNを上限として、その増加額の30%を税額控除</li> </ul>
雇用に対する優遇 (Article 186 of the Income Tax Law)	65歳以上の従業員や障害者を雇用している企業	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 該当する従業員へ支払われた給与の25%相当の損金算入</li> </ul>

# PE課税—PE類型

## PEの種類

### 支店PE

- ① 事業の管理の場所
- ② 支店
- ③ 事務所
- ④ 工場
- ⑤ 作業場
- ⑥ 鉱山、石油又は天然ガスの坑井、採石場その他天然資源を採取する場所



### 代理人PE

- 独立した地位を持つ者を除き、企業に代わって活動し、
- ① 企業の名において契約する権限を有する者で、当該権限を反復して行使する代理人
  - ② 保険料の受領等をする代理人



メキシコのPE類型は、日本と締結した租税条約において規定されている。

### 建設PE

建築工事現場、建設、据付け若しくは組み立て工事又は監督活動（6か月超の期間存続する場合に限る）



### MLI条約の署名：

2021年10月現在、署名しているが未発効（従って、現行有効な租税条約のみを参照すればよい。）

### PEに関連するMLI条約の規定の適用

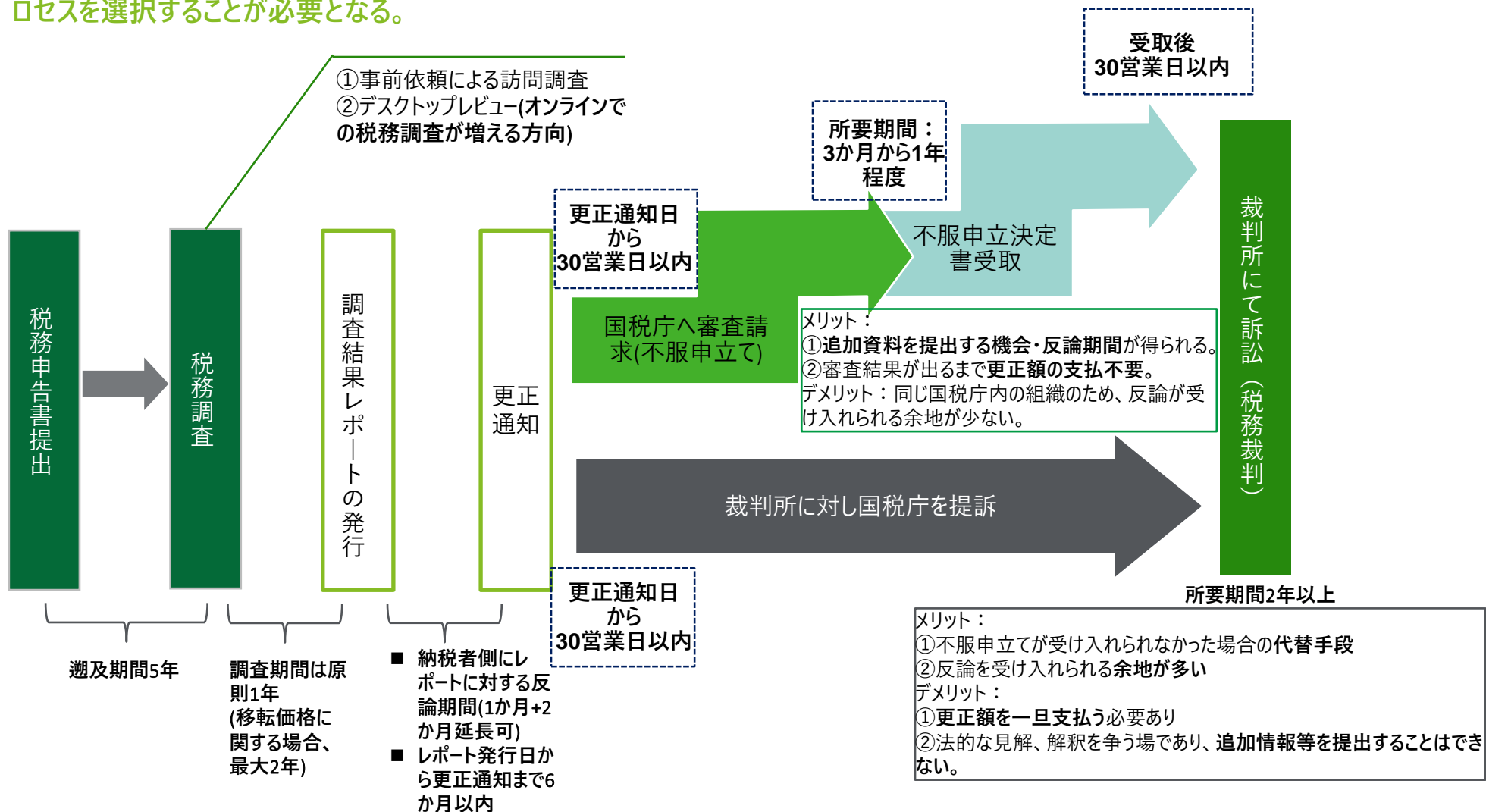
第12条 問屋契約及びこれらに類する方策を通じた恒久的施設の地位の人為的な回避

第13条 特定の活動に関する除外を利用した恒久的施設の地位の人為的な回避

第15条 企業と密接に関連する者の定義

# 税務調査及び異議申立て・税務訴訟

国税庁への不服申立ての代替手段として裁判所に対し国税庁を提訴することができる。それぞれのメリット・デメリットを勘案し、プロセスを選択することが必要となる。



- 税務当局の名称：国税庁 (Servicio de Administración Tributaria (SAT))  
<https://www.sat.gob.mx/home>



## ホットトピックス（1/3）

優遇税制が税務当局が発行している実効税率表に反映されているかわからないため、一般的に適用されていない優遇税制を適用した結果、実効税率よりも低い税率を認識することとなり、税務調査の対象となる可能性がある。

### 01 事業目的

#### 論点

- 税務当局は事業目的がないと判断した場合に取引を否認する。取引により合理的な経済的利益が生じ、所得の増加またはコストの減少が生じる場合に、事業目的があるものと考えられる。この点、税務恩典は事業目的とは考えられない。

### 02 実体不明者との取引の損金不算入

#### 論点

- 実体不明者との取引について、その取引の重要性を証明できない場合、その取引に係る費用は損金不算入とされ、修正申告書を提出しなければならない。税務当局は毎月、所在不明の納税者や、電子インボイスを発行しているにもかかわらず資産や人員といった実体が確認できない納税者をブラックリストにより公表している。メキシコ法人がブラックリストに掲載されている納税者と取引を行った場合、30日以内に税務当局にその取引の重要性を証明しなければならない。その証明には、契約書、請求書、会計記録等の全ての書類を有している必要がある。

### 03 実効税率

#### 論点

- 税務当局は税リスクの検出のため、経済活動ごとに実効税率表を定期的に発行しており、納税者はこの税率よりも低い税率を認識した場合、その状況を説明するために税務調査の対象となる可能性がある。

### 04 報告義務

#### 論点

- アグレッシブな税金取引を避けるために、1億MXNを超えるような税務上の利益が生じる場合には税務当局へ報告しなければならない。報告義務のある取引の例は以下の通りである。
  - 10% 配当源泉税を回避する取引
  - 関連当事者との無形資産の譲渡を伴う取引
  - メキシコでPEを構成することを避ける取引
  - 関連当事者との減価償却資産の譲渡を伴う取引
  - 保有する欠損金を使用するために所得を発生させる取引

## ホットトピックス (2/3)

メキシコ国内から日本に商品を売るような場合には、電子インボイスが発行されず、その結果として税務当局より任意のお尋ねが送られてくる。任意ではあるものの対応しない場合には税務調査へ移行してしまうため、対応を行うことが推奨される。

05

低税率国に所在する関連当事者への  
支払い等の損金不算入ルール  
(REFIPRE)

論点

- 低税率国に所在する関連当事者への支払い又はストラクチャードアレンジメントを通じて行われた支払いは、損金不算入となる。

本税制 (REFIPRE) の対象となるのは、当該支払による所得が、課税されない若しくはメキシコの税率の70%を下回る税率で課税される場合(すなわち22.5%以下)である。

ストラクチャードアレンジメントとは、メキシコ企業もしくは関連当事者が締結し、低税率国への支払いがその価格設定の基準とされているような契約などをいう。メキシコに進出している日系企業が税率が低いアジア地域から部品を輸入しているような場合に抵触する可能性があり、租税条約を締結している国であれば除外規定を適用できるか個別検討、メキシコと租税条約を締結していない国であれば今後の動向に注意する必要がある。

06

労働者利益分配金

論点

- 労働法に基づき、課税所得(欠損金使用不可)の10%を労働者に分配しなければならない。

従来、労働者利益分配金の回避のため、会社を人材サービス会社とオペレーション会社に分け、オペレーション会社に利益を残すスキームが一般的に採られていたが、労働法の改正によりその手法が認められないこととなった。これにより人材サービス会社とオペレーション会社を合併しなければならなくなったが、税務上、合併をしない場合にはその理由を書類等により証明できない限りは、オペレーション会社が人材サービス会社に支払うサービスフィーが損金不算入となる。

07

日本との取引の場合の  
電子インボイス未発行

論点

- メキシコでは頻繁に取引の電子データに関して任意のお尋ねが送られてくる。メキシコ国内の取引について、税務当局は電子データを持っているため企業の取引金額を集計することができる。一方、日本に商品を売るような場合には、電子インボイスは発行されず税務当局が持っている電子データに含まれないため、税務当局で把握している金額と売上が一致せず、任意のお尋ねが送られてくる。任意ではあるものの対応しないと税務調査に移行してしまう。

## ホットトピックス（3/3）

ロイヤリティ、人件費のチャージバックなどを損金算入をするために、各種証拠書類の準備をしておくことが重要である。

08

ロイヤリティ、人件費のチャージバック、  
広告宣伝費等

論点

- ロイヤリティの対象と支払が一致しているかの確認や、日本からメキシコへの出向者の人件費をチャージバックするような場合、日当の根拠、成果物、パスポートなどの証拠書類の確認を厳しく要求される傾向にある。また、グローバルでのブランディング活動の一環として広告宣伝費を計上するような場合、メキシコ国内に係る部分しか損金算入が認められないようなケースがある。

## 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）関連措置

項目	ステータス	内容
法人所得税関連		なし
申告・納期限の延長		なし
その他	施行済み	社会保険料の48か月までの分割払い（現行制度）
	施行済み	雇用主は、在宅勤務を行う従業員の健康を確保するために、業務に係る費用(インターネット、電気代等)を損金算入することができる。

# メキシコの移転価格税制の概要、 各国特有の事項、ホットトピックス

# 移転価格税制の概要

01

## 移転価格税制導入時期

1997年に導入され、Income Tax Law (MITL) に規定されている。

02

## 関連者の定義

メキシコ所得税法第179条に従い、二人以上の者が他方の法人の管理、支配又は資本に直接又は間接に参加する場合には、これらの者は関連当事者とみなされる。合併会社を構成する者及び下記の関係を有する当事者とみなされるすべての者は、関連当事者とみなされる。

1管理への直接関与;2コントロールへの直接的な参加;3資本への直接参加;4間接的な管理参加;5コントロールへの間接的な参加;6資本への間接的な参加;7人又は人の集団が人の管理、支配又は資本に参加する場合;8参加におけるパートナーシップ。アソシエイト及びアソシエイト(会員);9合併会社の関係者;10恒久的施設。本部又はその関連当事者を含むその他の恒久的施設。

03

## 移転価格調査の時効

5年。但し、納税者が過年度に係る税申告をすると、時効の起算点がそこでリセットされる。

04

## 独立企業間価格の算定方法

OECDガイドラインに準拠した以下の方法 (Article 180 of MITL)

- ①CUP法
- ②RP法
- ③CP法
- ④PS法
- ⑤RPSM法
- ⑤TNMM

05

## 日本とのAPA/MAPの適用可能性

- 日本との租税条約の有無：あり（発効日：1996年11月6日）
- 実務上の適用可能性：実績あり 直近10年間に合意したAPA/MAPはないものの、近 メキシコ当局はAPA/MAPに積極的な姿勢である。日本との関係では、地理的に米国取引も付随する形で、協議が行われるケースが多くなると想定される。

# LF/MFの概要

## ローカルファイル (LF) の概要

### ①作成義務対象者

- コンプライアンス文書（MITL第76条による移転価格報告書）
  - 事業活動収益 $\geq 1,300$ 万MXNまたは
  - プロフェッショナルサービス収益 $\geq 300$ 万MXN
- Local File Informative Tax Return (BEPS)  
財政税法 第32条のHに従い、納税者は以下の基準を満たす場合に提出義務を負う。
  - i) 所得が直前の会計年度において**842,149,170 MXN**を超えるか、納税者が上場企業である
  - ii) 選択的（連結納税）会計制度の対象になる事業体
  - iii) 準国営企業
  - iv) メキシコに恒久的施設を有する外国納税者（MITLの第76条のA及びMFTCの第32条のH）

### ②作成期限

- **2022年12月31日**まで(MITLの第76条A、第II節の規則に従って)
- \* 2022年税制改正案が上下両院を通過すれば、来年5月15日までに修正される可能性がある。

### ③提出期限

- **2022年12月31日**まで(MITLの第76条A、第II節の規則に従って)
- 税務当局の要求から**30日以内**に提出

### ④作成言語

- **スペイン語**（会社間契約および比較対象企業の事業内容は英語で提出可）

### ⑤罰則

- 不遵守について、**140,808～200,472MXN**のペナルティ
- 納税者が不完全または誤った情報を提供した場合、情報記入または修正するために**30日の期間**が与えられる
- 物品、リース、サービス又は公共事業を提供するために**連邦政府、中央政府及び地方政府並びに共和国の司法長官に雇用されることを禁止**される
- **連結会社間取引に関する損金不算入**
- **国内輸入者登録の停止事由**

# LF/MFの概要

## マスターファイル (MF) の概要

### ①作成義務対象者

以下のいずれかに該当する企業

- i) 所得が直前の会計年度において842,149,170 MXNを超えるか、納税者が上場企業である
- ii) 選択的（連結納税）会計制度の対象になる事業体
- iii) 準国営企業
- iv) メキシコに恒久的施設を有する外国納税者 (MITLの第76条のA及びMFTCの第32条のH)

### ②作成／提出期限

- 6～12月決算の企業に関しては、報告対象年度の翌会計年度の12月31日までに提出
- 1～5月決算の企業に関しては、異なる提出期限となる（Miscellaneous Fiscal Rule 2016 3.9.11）



# 国別報告書の概要

## 国別報告書 (CbCR) の概要

(セカンダリーファイリング\*の場合のみ)

### ①作成義務対象者

- 直前会計年度連結総収入120億MXN以上の多国籍企業グループ
- 最終親会社がCbCRの提出義務を負わない場合、自動交換によって税務当局がCbCRを入手できない場合はセカンダリーファイリングメカニズムにより、メキシコ子会社がCbCRの提出義務を負う。(Article 76-A of MITL)

### ②提出期限／作成期限

- 6～12月決算の企業に関しては、報告対象年度の翌会計年度の12月31日までに提出
- 1～5月決算の企業に関しては、異なる提出期限となる (Miscellaneous Fiscal Rule 2016 3.9.11)

### ③罰則

- 不遵守について、140,808～200,472MXNのペナルティ
- 納税者が不完全または誤った情報を提供した場合、情報記入または修正するために30日の期間が与えられる
- 物品、リース、サービス又は公共事業を提供するために連邦政府、中央政府及び地方政府並びに共和国の司法長官に雇用されることを禁止される
- 連結会社間取引に関する損金不算入
- 国内輸入者登録の停止事由

### ④国別報告書に係る通知書 (Notification) の要否

- 報告対象年度の翌会計年度の12ヵ月以内に通知の必要 (Miscellaneous Fiscal Rule 2020. 3.9.14)

\*究極の親会社の所在する国においてCbCRに係る法令が整備されていない場合、当該構成会社がその所轄税務当局を通じてCbCRを提出すること

# その他の移転価格税制に関する資料提出義務（1/2）

## DIM Anexo9 の概要

### ①作成義務対象者

- 国外関連者と取引を行うすべての会社（通商産業省令第76条第X項）

\* 2022年税制改正案が上下両院を通過すれば、翌年の税制改正の対象になる可能性がある。

### ②内容

- 税務申告書の添付資料の一つであり、関連取引について（法人名・取引概要等）を記載

### ③提出期限／作成期限

- 翌年の3月末までに、または翌年の6月/7月までに法定納税レポートと一緒に

## ISSIF の概要

### ①作成義務対象者

- 下記の要件に該当しないが、海外居住者と取引があり、取引総額が1億MXNを超える場合は、当該関連者取引情報について提出。

Obligated Fiscal Year	Prior Fiscal Year	Prior FY taxable revenues MXN
2018	2017	\$755,898,920
2019	2018	\$791,501,759
2020	2019	\$815,009,361
2021	2020	\$842,149,173

### ②内容

- 確定申告書の2つの附属書類で構成され、関連当事者の名称、金額、適用されるTP算定方法、等を記載

### ③提出期限／作成期限

- 翌年の3か月目の末日

## その他の移転価格税制に関する資料提出義務（2/2）

### Statutory Tax Report (SIPRED) の概要

#### ①作成義務対象者

■ 下記に該当する場合、**任意提出**。選択した場合、**ISSIFは提出不要**。

i) 課税所得>122,814,830 MXN; ii) 資産>97,023,720MXN; iii)毎月300人以上の労働者

#### ②内容

■ 会計士による税務申告書の一部の監査で、**適正意見が出ていれば税務調査時にまず会計士が対応できるという特典がある**。関連者間取引の書類・金額などが記載され、記載内容はISSIFに類似している。

#### ③提出期限／作成期限

■ 翌年7月末 (税務当局が提出期限を指定する)

# 最近の移転価格調査におけるトピック

01

現地側課税事例の  
傾向

論点

- 移転価格関連の指摘が増加、特に、グループ会社間取引、ロイヤルティ払等
- 自動車業界への調査が増加しており、今後の増加が見込まれる（税務当局長官が明言）
- なお、移転価格税制に基づく課税となると二国間対応になり、複雑になるので、**国内法の否認で処理してくる傾向**
- テクニカルアシスタンスの金額について、日当でチャージされる金額（例えば1日X万円等）の算定根拠が具体的に説明できるかを指摘される場合がある
- 2021年10月以降の労働税制改革に伴い、**納税者による従業員の外部委託を回避し、従業員との直接的な関係を管理し、罰金や罰則を回避すべきである。**
- **ロイヤルティの対象について、以下を指摘される場合がある**
  - ブランド使用料の場合、本社は何のブランドを持っているのか？
  - ローカルマーケットへの広告宣伝費は本社が払うべきかどうか？
  - ノウハウや特許使用料の場合、本社では特許登録等ができており、それに対する対価の支払関係が契約上明確になっているか？

02

対応方法についての  
助言

論点

- **移転価格文書の記載内容に不整合がないかグループで見直できているか？**
- **グループ会社間の契約上、何の対価を払っているのか明確に説明可能か？**（専門家と検討しておくことが望ましい）
- テクニカルアシスタンスの金額に関する指摘については、**配賦計算、算定根拠の確認をすべきである**
- **ロイヤルティに関する指摘については、本社との契約の記載と実態との確認や、本社登録知財との対応関係の確認が望ましい**

# 移転価格税制の動向（新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響）

<p>税務当局における税務調査の状況の変化</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>■ COVID-19の影響で手続遅延や連絡が取れない、税務署訪問のアポ取りできない等の問題が散見される。</li><li>■ COVID-19の影響により、政府の歳入が減少する一方、支出が増加することを踏まえると、今後積極的に税務調査・課税が行われる可能性が高いと想定される。</li><li>■ 特に自動車業界が狙い撃ちされている傾向にある。</li><li>■ 一方で税務当局の人員削減をしており、ランダムに税務調査に関する質問状を発行して回答次第で税務調査を開始することが行われている</li></ul>
<p>APA審査・協議対応の変化</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>■ 引き続きオンラインまたは電話会議により協議が行われている。</li></ul>
<p>現地当局が容認するCOVID-19への対応措置（比較可能性の検討、特殊要因の検討、その他の取扱いの検討等）</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>■ 当局は公式のガイダンスを発表していないが、当局はOECDが公表したCOVID 19が移転価格に与える影響に関するガイダンスを受け入れている。</li></ul>

# お問い合わせ

運営受託：デロイト トーマツ税理士法人

email : [info@i-tax-seminar.go.jp](mailto:info@i-tax-seminar.go.jp)

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての2021年10月時点における一般的な解釈について述べたものです。経済産業省及びデロイト トウシュ トーマツ リミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関係法人（デロイト トーマツ税理士法人を含むがこれに限らない、以下「デロイトネットワーク」と総称します）は、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う際は、必ず資格のある専門家の適切なアドバイスをもとにご判断ください。

また本資料中および講演中の発言における、意見にわたる部分は講演者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。経済産業省及びデロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

無断転載を禁じます。

本テキストをコピー等で複製することは、社内用、社外用を問わず、執筆者の承諾なしには出来ません。

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイト ネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ 合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング 合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャル アドバイザリー 合同会社、デロイト トーマツ 税理士 法人、DT 弁護士 法人およびデロイト トーマツ コーポレート ソリューション 合同会社を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のビジネス プロフェッショナル グループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスク アドバイザリー、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリー、税務、法務等を提供しています。また、国内約30都市以上に1万名を超える専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト（[www.deloitte.com/jp](http://www.deloitte.com/jp)）をご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、デロイト トウシュート マツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバル ネットワーク 組織を構成するメンバー ファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイト ネットワーク”）のひとつまたは複数 を指します。DTTL（または“Deloitte Global”）ならびに各メンバー ファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバー ファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は [www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about) をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドはDTTLのメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィック における100を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリー、リスク アドバイザリー、税務およびこれらに関連するプロフェッショナル サービスの分野で世界最大級の規模を有し、150を超える国・地域にわたるメンバーファームや関係法人のグローバル ネットワーク（総称して“デロイト ネットワーク”）を通じ Fortune Global 500® の8割の企業に対してサービスを提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約312,000名の専門家については、（[www.deloitte.com](http://www.deloitte.com)）をご覧ください。



IS 669126 / ISO 27001